

令和8年度 横浜市保育所等利用案内【旭区版】

申請方法・受付期間

マイナンバーカードを使った **オンライン申請**
または **郵送** です。



◆オンライン申請の場合は、マイナポータルの申請ページからご申請ください。

- ・横浜市に住民登録がある方、もしくは横浜市外にお住まいでも利用開始月前月末日までに横浜市に転入することがわかる書類を提出できる場合はマイナンバーカードを使ってオンラインで利用申請ができます。
- ・オンライン申請の流れは、令和8年度横浜市保育所等利用案内 P13をご確認ください。

※横浜市内の保育所等の申し込みが対象です。

◆郵送の場合は、受付期間内に下記郵送先へお送りください。

郵送先 【4月入所一次申請】

〒231-8350

横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛

※郵送先は旭区役所ではありませんのでご注意ください。

【上記以外の申請】

〒241-0022

横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 こども家庭支援課 保育担当行

必要書類 令和8年度横浜市保育所等利用案内 P16~19を必ずご確認ください。



区役所窓口での書類確認・受理はできません。



注意点

- ・ご提出の前に、就労証明書を含む全ての書類に未記入・誤り等がないか、ご自身でよくご確認ください。
- ・ご提出された書類は、一切返却できません。コピーの提供等も行っておりませんので、必要な方は提出前にコピーをお取りください。
- ・一次申請に限り、申請書類が受理されたことが分かる書面を後日送付します。また、提出書類に不備がある場合も併せてご連絡します。なお、お電話での到達確認は行っておりませんので、配達記録を残したい方は簡易書留の利用をご検討ください。
- ・きょうだいを同時に申請する場合は、きょうだいそれぞれの申請書類一式をご用意いただき、1つの封筒で全員分を郵送してください。返信用封筒も1通で結構です（二次申請以降は返信用封筒は不要）。
- ・4月二次申請以降は旭区役所の窓口での申請も承ります。ただし、その場での審査はできません。

必ず窓口での申請が必要な方

※該当しない方はオンライン申請または郵送

次の1～2に該当する方は、必ず窓口でご申請ください。

受付場所 旭区役所3階33番窓口 こども家庭支援課 保育担当 Bボタン

※平日の開庁時間は8：45～17：00までです。土日祝日及び土曜開庁日は対応しておりません。

※窓口は大変混雑（1～2時間待ち）するため、お時間に余裕をもってご来庁ください。

※その場で審査することはできません。ご用意いただいた書類の受理のみ承ります。

※窓口で申請する場合は、返信用封筒は不要です。

1 特別な配慮が必要なお子様の入所をご希望の方

令和7年10月10日(金)から相談を受け付けています。

障害のあるお子様や特別な支援・医療的な配慮が必要なお子様の申請を希望される方は、旭区こども家庭支援課（区役所3階33番窓口）へお越しください。

2 市外への転出予定がなく、市外の保育所等を1施設でもご希望の方

- (1) 希望先の市区町村にお問い合わせいただき、申請方法・締切日・必要書類をご確認ください。
- (2) 旭区こども家庭支援課の窓口にご来庁いただき（オンライン・郵送不可）、横浜市様式の書類と
(1)の希望先市区町村で指定された書類をご提出ください。

※横浜市外の保育所等のみを申請する方は、希望先の市区町村の申請締切日のおよそ**2週間前**が旭区への提出期限です。その他の場合の申請期限については、旭区こども家庭支援課保育担当にお問い合わせください。

※市外への転出予定がある方は、転出先の市区町村へ申請、お問い合わせください。

受付期間と結果通知について※1

	令和8年4月 一次申請	令和8年4月 二次申請※2	令和8年 各月の申請
申請期間	令和7年10月10日～ 11月6日（消印有効） ※不足書類は11月28日まで（消印有効）	令和8年1月6日～ 2月10日（必着）	利用案内P13をご確認ください。おおよそ入所希望月の前月10日締めですが、月により前後します。
結果通知	令和8年2月上旬に <u>郵送</u> で通知します。	令和8年3月10日前後に <u>郵送</u> で通知します。	内定の場合、利用開始月の前月21日頃に <u>電話</u> で連絡します。 (保留の場合は郵送のみ)

※1 利用調整で保留になった方は、自動的に次の利用調整の対象となります。

※2 4月一次利用調整後、定員に満たなかった場合や内定者の辞退で空きができた場合等に4月二次利用調整を行います。

全体を通じた注意事項等

◆申請前によくご確認ください

ご提出の前に、就労証明書を含む全ての書類に未記入・誤り等がないか、ご自身でよくご確認ください。ご提出された書類は、一切返却できません。原則、コピーの提供等も行っておりませんので、必要な方は提出前にコピーをお取りください。

また、オンライン申請で添付書類を画像データで提出する際は、記載内容がすべてはっきり読み取れるかを確認してからご提出ください。撮影時の影が入りにくい、フラッシュをつけての撮影をおすすめします。

◆締切日の翌日以降に届いた書類について

締切日の翌日以降に届いた書類は、翌月入所の利用調整の審査に反映されます。不備及び不足がある場合でも、期限内に提出された書類に基づき利用調整を行います。

◆園見学について

必ず事前に保育所等の見学をし、希望施設をお決めください。アレルギー等のお子様のご心配事についても、申請前にご自身で希望施設に確認してください。



◆横浜市保育所等利用案内をよくお読みください。

必要書類については、利用案内 P16～P19 を必ずご確認ください。

◆給付認定保護者について

きょうだいが既に給付認定を受けている場合は、既存の給付認定保護者に認定決定します。

◆「利用調整の優先順位が下がる」育休延長許容可の✓欄について

「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」というチェック欄を、【B利用申請書】の裏面に設けております。こちらにチェックをすると、就労証明書等の必要書類を提出していても、ランク1・調整指標-10・類型間の優先順位「求職中」となり、保育所等の利用調整において不利になりますのでご注意ください。

なお、こちらにチェックをして申し込まれた方は、申請時に不足書類等があってもご連絡はいたしません。
不足書類等については、『利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書』にて上記のチェックをはずす変更をされた際に連絡します。不足書類等があった保護者の認定は「求職中」となる場合があります。

また、保留となった場合には保留通知が届きます。

※利用申請書の表面における「利用を希望した施設・事業を利用できなかった時の予定」で育児休業延長にチェックをしても、利用調整の優先順位は下がりません。

◆転園を申請する場合

転園申請され、希望施設に内定された場合は、内定辞退しても元の施設を継続して利用することはできません。令和8年度の入所の申請は、令和9年3月まで有効です。転園をご希望されなくなった場合は、必ず取下げの手続きをしてください。

◆申請内容に変更があった場合

申請内容（保護者の就労状況・児童の預け先・家族構成・住所等）に変更が生じた場合は、必ず旭区こども家庭支援課保育担当に速やかにお届けください。必要書類や提出期限については、個別にお問い合わせください。

希望施設を変更される場合は、申請期間内に【利用申請内容変更届出書】をご提出ください。申請書類一式を再提出する必要はありません。

◆令和8年度の申請をして保留になった場合

令和8年度の申請は、内定辞退や利用申請取下をしない限り、令和9年3月1日利用開始分まで有効です。申請内容に変更がなければ、お手続きは不要です。（次年度4月入所の申請は別途必要です。）希望する園を追加・変更する場合は、申請期間内に変更の申請をしてください。
また、申請が不要になった場合は、速やかに取下の手続きをしてください。

◆【4月一次申請のみ】これから生まれる予定のお子様の申請（出生前の申請）をされる場合

これから生まれる予定のお子様の申請（出生前の申請）をされる場合、児童氏名欄は「ベビー+給付認定保護者の氏名」（例：ベビー港 海男）とし、入所に必要な書類一式のほか、母子手帳の表紙と出産予定日が分かるページの写し（横浜市はP4）をご提出ください。

なお、令和8年2月3日（火）までに出産し、令和8年2月10日（火）までに【出生後届出書】の提出が必要です。実際の出生日が令和8年2月4日以降だった場合及び出生後届出書の提出がなかった場合は、利用調整の対象になりません。速やかに申請の取下げをしていただき、令和8年5月入所以降にあらためてご申請ください。

受入可能数について

最新版の受入可能数は、お問い合わせ先の旭区ホームページにて掲載していますのでご覧ください。また、受入可能数の表中の数字はあと何人入所できるかおよその目安を表します。児童の入退所の状況により、今後変動が生じます。そのため、受入可能数が0で空きがない場合でも、希望園として検討・申請してください。

お問い合わせ先

◆書類の書き方、受付日程のお問い合わせ（専用ダイヤル）

電話 : 045-664-2607

開設期間 : 令和8年1月25日(日)まで (年末年始を除く)

開設時間 : 8:00~20:00 (土日祝日含む)



◆その他お問い合わせ（旭区こども家庭支援課 保育担当）

電話 : 045-954-6173

受付時間 : 月~金(祝日除く) 8:45~17:00

※土日祝日及び土曜開庁では受付・対応できませんのでご留意ください。

※窓口は大変混雑するため、お時間に余裕をもってご来庁ください。

また、窓口での書類審査はできませんのでご了承ください。

利用案内に大切なことが
たくさん書いてあるよ！
しっかり読んでね！

申請の基本については旭区ホームページ掲載の動画をご覧ください。

【横浜市旭区ホームページ／令和8年度保育所等利用案内】

https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kosodate_kyoiku/hoiku/hoikujo/hoiku.html

